三鷹市バリアフリー
交通安全特定事業計画
市民センター周辺地区

令和３年６月
東京都公安委員会

三鷹市バリアフリー基本構想における重点整備地区
「市民センター周辺地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第３条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、三鷹市バリアフリー基本構想に即して、市民センター周辺重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

１　交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	一般都道 武蔵野調布線 （第121号）	三鷹通り	三鷹市下連雀9丁目7番先から 三鷹市野崎1丁目2番先まで		三鷹図書館（本館）、三鷹警察署、サミットストア三鷹市役所前店、コジマ×ビックカメラ三鷹店、オーケー三鷹上連雀店
2	一般都道 府中三鷹線 （第110号）	人見街道	三鷹市野崎1丁目2番先から 三鷹市野崎1丁目1番先まで		市民センター駐車場、市民センター（本庁舎、第二庁舎、第三庁舎）、三鷹市公会堂 光のホール、三鷹市公会堂 さんさん館、三鷹市教育センター
3	主要地方道 新宿国立線 （第14号）	東八道路	三鷹市新川6丁目37番先から 三鷹市新川6丁目4番先まで		三鷹市農業公園
4	一般都道 武蔵野狛江線 （第114号）	吉祥寺通り等	三鷹市下連雀8丁目1番先から 三鷹市新川6丁目11番先まで		杏林大学医学部付属病院駐車場、都立三鷹中等教育学校、野村病院、三鷹新川郵便局
5	一般都道 府中三鷹線 （第110号）	人見街道	三鷹市上連雀8丁目22番先から 三鷹市上連雀8丁目4番先まで		三鷹市医師会館
6	一般都道 府中三鷹線 （第110号）	人見街道	三鷹市野崎1丁目1番先から 三鷹市新川6丁目26番先まで		三鷹消防署、三鷹郵便局
7	一般都道 府中三鷹線 （第110号）	人見街道	三鷹市新川6丁目5番先から 三鷹市新川6丁目4番先まで		新川宿地区公会堂

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
8	市道第 129 号線 市道第 582 号線	むらさき橋通り	三鷹市新川 6 丁目 37 番先から 三鷹市下連雀 9 丁目 2 番先まで		第一分庁舎、いなげや ina21 三鷹下連雀店、三鷹中央リハケアセンター
9	市道第 226 号線		三鷹市新川 6 丁目 37 番先から 三鷹市野崎 1 丁目 1 番先まで		
10	市道第 372 号線		三鷹市新川 6 丁目 37 番先から 三鷹市野崎 1 丁目 1 番先まで		三鷹中央防災公園、元気創造プラザ・SUBARU 総合スポーツセンター
11	市道第 138 号線	山中通り	三鷹市下連雀 9 丁目 7 番先から 三鷹市下連雀 8 丁目 1 番先まで		
12	市道第 129 号線	むらさき橋通り	三鷹市下連雀 9 丁目 1 番先から 三鷹市下連雀 9 丁目 2 番先まで		
13	市道第 14 号線	若葉通り	三鷹市下連雀 9 丁目 6 番先から 三鷹市下連雀 9 丁目 11 番先まで		下連雀鷹の子児童公園、南浦小学校、第一中学校
14	市道第 41 号線	弘済園通り	三鷹市下連雀 5 丁目 1 番先から 三鷹市下連雀 5 丁目 3 番先まで		杏林大学（井の頭キャンパス）、東京弘済園
15	市道第 840 号線	新川宿ふれあい通り（吉祥寺通り）	三鷹市新川 6 丁目 24 番先から 三鷹市新川 6 丁目 6 番先まで		
16	市道第 192 号線		三鷹市下連雀 8 丁目 2 番先から 三鷹市下連雀 8 丁目 2 番先まで		下連雀八丁目地区公会堂
17	市道第 766 号線		三鷹市下連雀 8 丁目 3 番先から 三鷹市下連雀 8 丁目 4 番先まで		下連雀いこい広場
18	市道第 801 号線		三鷹市下連雀 5 丁目 4 番先から 三鷹市下連雀 5 丁目 4 番先まで		
19	市道第 80 号線		三鷹市下連雀 5 丁目 3 番先から 三鷹市下連雀 5 丁目 3 番先まで		
20	認定外道路		三鷹市新川 6 丁目 1 番先から 三鷹市新川 6 丁目 1 番先まで		
21	市道第 25 号線		三鷹市上連雀 8 丁目 22 番先から 三鷹市上連雀 8 丁目 21 番先まで		山中地区公会堂

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
22	市道第 80 号線		三鷹市上連雀 8 丁目 3 番先から 三鷹市上連雀 8 丁目 3 番先まで		上連雀分庁舎
23	市道第 226 号線		三鷹市野崎 1 丁目 1 番先から 三鷹市野崎 1 丁目 1 番先まで		
24	市道第 372 号線、 市道第 438 号線、 市道第 100 号線		三鷹市新川 6 丁目 35 番先から 三鷹市新川 6 丁目 26 番先まで		新川児童公園
25	市道第 80 号線		三鷹市新川 6 丁目 4 番先から 三鷹市新川 6 丁目 4 番先まで		第一小学校
26	市道第 469 号線		三鷹市新川 6 丁目 20 番先から 三鷹市新川 6 丁目 20 番先まで		杏林大学医学部付属病院、杏林大学(三鷹キャンパス)
27	市道第 68 号線、 市道第 722 号線		三鷹市新川 6 丁目 8 番先から 三鷹市新川 6 丁目 7 番先まで		仙川公園

2　道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

⑴　路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
3	主要地方道新宿国立線 （第 14 号）	信号機の改良（音響機能の整備）	令和３～４年度
4	一般都道武蔵野狛江線 （第 114 号）	信号機の改良（音響機能の整備） 横断歩道の整備	同上
8	市道第 129 号線	信号機の改良（音響機能の整備） 横断歩道の整備	同上
11	市道第 138 号線	信号機の改良（音響機能の整備）	同上
12	市道第 129 号線	横断歩道の整備	同上
13	市道第 14 号線	横断歩道の整備	同上
14	市道第 41 号線	信号機の改良（音響機能の整備）	同上

⑵　全路線共通

事業内容	実施予定期間
1　道路標識及び道路標示の設置に関する事業 ⑴　道路標識の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） ⑵　道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済） ⑶　エスコートゾーンの整備（注１） 必要に応じて実施 2　違法駐車行為の防止のための事業 ⑴　横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車の指導取締りの実施 ⑵　歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車の指導取締りの実施 ⑶　違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	令和３～４年度 （継続的に実施）

（注１）　横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3　その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

⑴　関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

⑵　周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

⑶　違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車の指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図

区市町村名	三鷹市
重点整備地区名	市民センター周辺地区

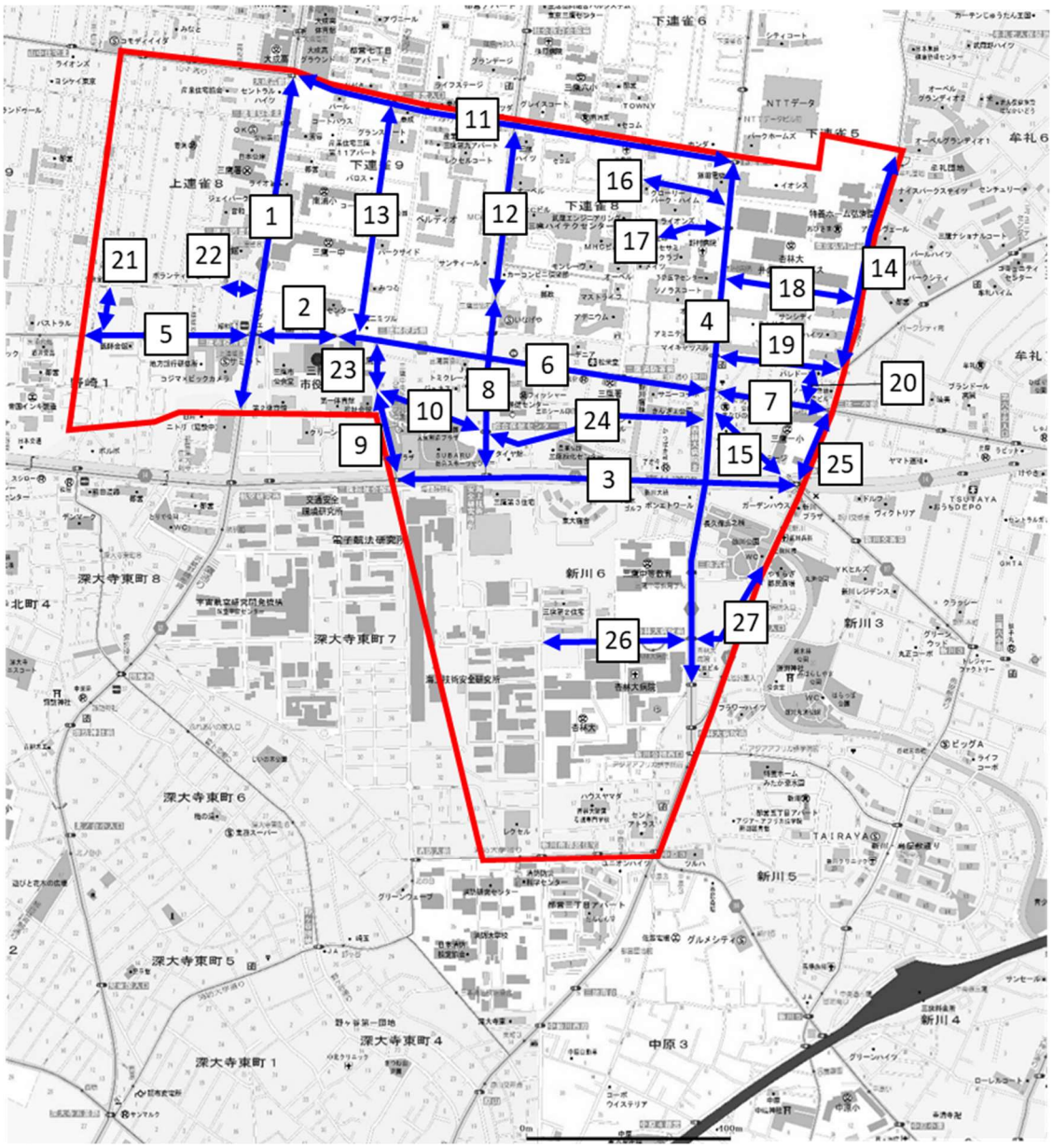

地図調製　（株）昭文社

＜凡例＞

：重点整備地区

：道路の区間（生活関連経路）